

民事信託契約設計委託契約書

第1条 _____ (以下「甲」とする。)は、一般社団法人すまいる相続・後見・信託センター (以下「乙」とする。)に対し、以下のとおり民事信託契約の設計を委託します。

2 前項の民事信託契約設計委託業務には、次の業務が含まれます。

記

- ① 民事信託の仕組みを設計するコンサルティング
- ② 民事信託契約書の作成 (収入印紙代は含まれません)
- ③ 民事信託導入後のメンテナンスやアドバイス
- ④ 登記事項証明書、評価証明書等の取得 (取得実費は含まれません)
- ⑤ 公証役場との手続対応
- ⑥ 公正証書の作成立会・同行 (旅費・日当並びに公証人報酬は含まれません)
- ⑦ 司法書士、税理士、土地家屋調査士、弁護士、行政書士等の紹介・斡旋

第2条 前条の民事信託契約設計業務の報酬は、以下のとおりとします。

信託財産の評価額	報酬額 (消費税別)
1億円以下の部分	1% (ただし最低額30万円)
1億円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超え5億円以下の部分	0.3%
5億円を超え10億円以下の部分	0.2%
10億円を超える部分	0.1%
特に複雑又は特殊な事情がある場合	別途協議により定める額

2 前項における信託財産の評価額は、不動産については**契約年度の固定資産評価額**とし、その他の財産については**契約時における時価評価額**とします。

3 前条第2項に含まれない業務並びに報酬については、別途甲乙協議の上決定します。

以上

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(甲) 住所

氏名

④

(乙)

横浜市旭区中沢三丁目32番10号

一般社団法人すまいる相続・後見・信託センター

代表理事 田近 淳